

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>(登録事項の変更及び免許証明書の書換え交付)</p> <p>第6条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる事項（性別を除く。）に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、<u>免許用写真をはり付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書書換え交付申請書に免許証明書、戸籍謄本等及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる事項のうち性別に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、別に定める様式による二級・木造建築士性別変更届に戸籍謄本等を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。</u></p> <p>3 指定登録機関は、<u>前2項の規定による申請又は届出があった場合においては名簿を訂正し、かつ、第1項の規定による申請があった場合においては免許証明書を書き換えて申請者に交付するものとする。</u></p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第20条 法第23条の5第1項の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届を所管する局長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>様式（第4条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>社団法人岩手県建築士会会長 氏 名印</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	社団法人岩手県建築士会会長 氏 名印	[略]	<p>(登録事項の変更及び免許証明書の書換え交付)</p> <p>第6条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、別に定める様式による<u>二級・木造建築士登録事項変更届に戸籍謄本等を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。この場合において、免許証明書に記載された事項に変更を生じたときは、併せて、免許証明書の書換え交付の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項後段又は法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定による免許証明書の書換え交付の申請は、免許用写真を貼り付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書書換え交付申請書に、免許証明書、戸籍謄本等及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出することにより行わなければならない。</u></p> <p>3 指定登録機関は、<u>第1項前段の規定による届出があった場合にあっては名簿を訂正し、同項後段及び前項の規定による申請があった場合にあっては免許証明書を書き換えて申請者に交付するものとする。</u></p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第20条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による登録事項の変更の届出は、別に定める様式による一級・二級・木造建築士事務所登録事項変更届を所管する局長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>様式（第4条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>一般社団法人岩手県建築士会会長 氏 名印</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	一般社団法人岩手県建築士会会長 氏 名印	[略]
[略]							
社団法人岩手県建築士会会長 氏 名印							
[略]							
[略]							
一般社団法人岩手県建築士会会長 氏 名印							
[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この規則は、平成27年6月25日から施行する。
- この規則による改正後の建築士法施行細則第6条の規定は、この規則の施行の日以後にされる届出及び申請について適用し、同日前にされた届出及び申請については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の建築士法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付する免許証明書について適用し、

同日前に交付した免許証明書については、なお従前の例による。